

フェリス女学院大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 フェリス女学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、キリスト教を教育の基本方針となすフェリス女学院大学（以下「本学」という。）の建学の精神に基づき、高度の専門の学術に関して、その研究方法、理論及び応用を教授研究し文化の進展に寄与するとともに、人類の福祉と世界の平和に貢献する能力をもった女性を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本大学院の設置目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、不断の自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の自己点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努める。

3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

(課程及び修業年限等)

第2条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年(以下「博士前期課程」という。)と後期3年(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

(課程の目的)

第2条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(在学期間)

第3条 修士課程及び博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。

3 第28条の規定により再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、前2項の年数を超えることができない。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| (1) 人文科学研究科 | 英語英米文学専攻 | (博士課程前期・後期) |
| | 日本語日本文学専攻 | (博士課程前期・後期) |
| | コミュニケーション学専攻 | (博士課程前期・後期) |
| (2) 音楽研究科 | 音楽芸術専攻 | (修士課程) |
| (3) 国際交流研究科 | 国際交流専攻 | (博士課程前期・後期) |

(研究科の教育研究目的)

第4条の2 各研究科の教育研究目的は、次のとおりとする。

(1) 人文科学研究科

人文科学の領域に関する理論及び応用を教授研究し、優れた研究能力を持つ研究者、高度に専門的な見識と能力を備えた職業人、多様化する社会で他者と共生し、主体的に表現できる豊かな素養を身に付けた社会人を養成する。

(2) 音楽研究科

音楽の領域に関する理論及び実践を教授研究し、高度に専門的な知識・能力・技術を持ち、かつ音楽界を多様に支える素養を兼ね備えた職業人を養成する。

(3) 国際交流研究科

国際交流の領域に関する理論及び応用を教授研究し、優れた研究能力を持つ研究者、高度に専門的な見識と能力を備えた職業人、グローバル化の時代にふさわしい、専門分野の枠を越えた総合的知識を身に付けた社会人を養成する。

(学生収容定員)

第5条 本大学院の学生収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程			
		入学 定員	収容 定員	前期課程		後期課程	
				入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
人文科学研究科	英語英米文学専攻			6名	12名	2名	6名
	日本語日本文学専攻			6名	12名	3名	9名
	コミュニケーション学専攻			6名	12名	2名	6名
音楽研究科	音楽芸術専攻	6名	12名				
国際交流研究科	国際交流専攻			6名	12名	2名	6名

第2章 研究指導、授業科目及び履修方法等

(教育方法)

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(遠隔授業)

第6条の2 本大学院が教育上有益と認めるときは、当該授業科目を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目及び単位数)

第7条 研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(授業科目の履修方法)

第8条 修士課程及び博士前期課程の学生については、2年以上在学し、当該専攻の授業科目について30単位以上を、博士課程の学生については、5年以上在学し、当該専攻の授業科目について42単位以上を修得しなければならない。ただし、研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、8単位を超えない範囲で他の専攻若しくは他の研究科又は学部の授業科目を修得させ、これを当該専攻の修了要件単位とすることができる。

- 2 修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者が、当該課程と同種の専攻の博士後期課程に入学した場合は、前項に規定する当該課程当該専攻の授業科目のうち30単位をすでに修得したものとみなす。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条の2 学生が入学前に大学院において修得した単位については、研究科委員会の定めるところにより、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 学生が他の大学院において修得した単位については、研究科委員会の定めるところにより、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 研究科委員会において教育研究上有益であると認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他の大学院等」という。)と協議の上、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

- 3 前2項の規定は、第23条の規定による留学の場合に準用する。

(単位の認定)

第10条 単位の認定は、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して行う。

(成績評価)

第10条の2 授業科目の成績は、A、B、C、Fの4種類の評語をもって表わし、A、B、Cを合格とする。

(単位)

第10条の3 授業科目の単位の計算方法は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 音楽研究科における個人指導による実技については、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「研究成果」という。)の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

(博士課程の修了要件)

第11条の2 博士課程の修了要件は、大学院に5年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目を42単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りる。

2 前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の授業科目を42単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りる。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院の入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の授業科目を42単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、修士の学位申請論文若しくは研究成果又は博士の学位申請論文を提出した者について、原則として各人の課程修了予定年次の後期に行うものとする。

(課程修了の認定)

第13条 修士課程及び博士前期課程並びに博士課程の修了の認定は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第14条 前条の規定により課程修了の認定を受けた者には、学長が、修士課程又は博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者についても、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、その関係専攻分野に関し、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力学識を有すると確認した場合には、研究科委員会の議を経て、学長が博士の学位を授与することができる。

3 本大学院において授与する修士及び博士の学位は、次のとおりとする。

- (1) 人文科学研究科 修士(文学)、博士(文学)
- (2) 音楽研究科 修士(音楽)
- (3) 国際交流研究科 修士(国際交流)、博士(国際交流)

4 学位の授与に関する規則は、別に定める。

(教育職員免許状)

第15条 本大学院において、教育職員免許状(中学校専修及び高等学校専修)を取得しようとする者は、授業科目中から教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、各々に該当する一種免許状の取得資格を有する者に限る。

2 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
-----	----	--------	------

人文科学研究科	英語英米文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英 語
	日本語日本文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国 語
音楽研究科	音楽芸術専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音 楽
国際交流研究科	国際交流専攻	中学校教諭専修免許状	社 会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
		高等学校教諭専修免許状	公 民

第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第16条の2 授業を行う期間は、前期と後期を合わせて年間35週とする。

(休業日)

第17条 休業日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、学長は、授業の都合等により、これを変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日、土曜日

(3) 開学記念日 6月1日

(4) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで

(5) 冬季休業日 12月22日から1月10日まで

(6) 春季休業日 3月16日から3月31日まで

(7) 臨時休業日については、学長がその都度定める。

第5章 入学、留学、休学、転学及び退学等

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、研究科委員会が十分な理由があると認めたときには、教育上支障がない限り、学期の始めとすることができる。

(修士課程及び博士前期課程の入学資格)

第19条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修

了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 修業年限4年以上の大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程若しくは国内において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(8) 研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修業年限4年以上の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(9) その他研究科委員会において、修業年限4年以上の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(博士後期課程の入学資格)

第19条の2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 専門職学位を有する者

(3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(8) その他研究科委員会において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願)

第20条 本学への入学を志願する者は、所定の期限までに、志願手続(出願登録)を行い、出願資格を証明する書類その他別に定める書類を提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。

(入学者の選抜)

第20条の2 入学志願者に対しては、学力検査、出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して選抜を行い、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 選抜の方法、時期については、研究科委員会が定める。

(入学手続)

第20条の3 本大学院への入学の許可を受けた者で本大学院に入学する者は、所定の期限までに、入学手続金を納入しなければならない。

2 入学手続金については、第31条の2第1項に定めるところによる。

(宣誓)

第20条の4 本大学院への入学の許可を受けた者で本大学院に入学する者は、所定の宣誓をしなければならない。

2 本大学院への入学の許可を受けた者で本大学院に入学する者は、所定の期限までに、指定された手続を済ませ、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書・保証書（本学所定）

(2) 住民票

(3) 卒業証明書又は修了証明書（卒業見込み又は修了見込みで出願した者に限る。）

(4) 前3号のほか、本学が定める書類

(入学の決定)

第20条の5 学長は、前2条の手続を行った者について、入学を決定するものとする。

2 学長は、前2条の手続を行わない者の入学を取り消すことができる。

(長期履修学生)

第20条の6 第3条の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程への入学に際して長期にわたる履修を願い出た者には、長期履修学生として入学を許可することがある。

2 長期履修学生の修業年限は、第2条第2項にかかわらず4年とする。

3 長期履修学生の在学期間は、第3条第1項にかかわらず8年を超えることができないものとする。

4 長期履修学生は、第2項の修業年限を変更することができず、第11条ただし書の規定を適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(保証人)

第21条 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責任を果たし得る者でなければならない。

2 保証人は、保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について一切の責務を負うものとする。ただし、金銭上の責任については、第20条の4第2項第1号に規定する誓約書・保証書に示された極度額の範囲内とする。

3 保証人が何らかの事由によって責務を果たし得ない場合又は保証人を変更しようとする場合には、新たに保証人を選定して速やかに届け出なければならない。

4 本大学院が保証人として不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

(転居、改姓の届出)

第22条 学生又は保証人が転居、改姓したときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

(留学)

第23条 外国の大学院に留学を志願する者は、所定の手続により、許可を得て留学することができる。

2 留学の期間は、1年を限度として第3条に定める在学期間として扱う。

3 博士後期課程の学生に限り、前項の留学の期間を延長する必要がある場合は、申請し、許可を得なければならない。ただし、留学の期間は、原則として2年を超えないものとする。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第24条 病気その他やむを得ない理由により修学することができない者は、保証人連署の上、所定の期日までに願い出て、1学期又は1年を区分として休学することができる。

2 校医の診断に基づき病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条の2 休学できる期間は、通算して第2条及び第20条の6に定めた修業年限の年数を超えることができない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(出席停止)

第25条 学長は、感染症にかかった学生又はそのおそれのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。

(出席停止期間)

第25条の2 出席停止期間は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条の規定に準じて、学長が決定する。

(転学)

第26条 他の大学の大学院学生で、本大学院への転学を願い出た者については、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

(転研究科及び転専攻)

第26条の2 所属する研究科、専攻の課程から他の研究科、専攻の相当する課程に転研究科、転専攻を願い出た者については、選考の上、これを許可することがある。

2 転研究科、転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第27条 退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出なければならない。ただし、退学する日を含む学期の授業料等学納金を納入していなければならない。

(除籍)

第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第3条に定める在学期間を超えて修了資格を得られない者
- (2) 学生納付金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (3) 第24条の2第1項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡した者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

(再入学)

第28条 本大学院を退学した者又は本大学院から除籍を受けた者が再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。ただし、前条第1号により除籍を受けた者は、再入学を願い出

ることとはできない。

- 2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(学籍の異動に係る決定)

第28条の2 留学、休学、復学、転学、転研究科及び転専攻、除籍及び再入学については、研究科委員会の意見を参酌した上で、学長が決定する。

第6章 外国人留学生、受入交換留学生、科目等履修生、研究生、特別研究生、特別聴講学生
(外国人留学生)

第29条 学長は、外国人で大学院において教育及び研究指導を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者については、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(受入交換留学生)

第29条の2 学長は、本学と協定のある外国の大学院の学生については、交換留学生として入学を許可することができる。

- 2 交換留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第29条の3 学長は、本大学院学生でない者で、本大学院の授業科目の履修を希望する者については、研究科委員会の定めるところにより、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、選考料を添えて学長に願い出なければならない。
- 3 科目等履修生として履修を許可された者は、所定の期日までに登録料・施設設備利用料及び受講料を納入しなければならない。ただし、履修する科目について単位の認定を希望する者は、単位認定料を併せて納入しなければならない。
- 4 前2項の額は、別表第4に定めるとおりとする。
- 5 既に納めた選考料、登録料・施設設備利用料、受講料及び単位認定料は、いかなる理由にかかわらず返還しない。
- 6 前各項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第30条 学長は、本大学院において特定の事項について研究を行うことを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。
- 3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究生)

第30条の2 学長は、本大学院と協定のある他の大学院又は外国の大学院に在籍する学生で、本大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別研究生としてこれを許可することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。
- 3 特別研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第30条の3 学長は、本大学院と協定のある他の大学院又は外国の大学院に在籍する学生で、本大学院において特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料、学生納付金

(入学検定料)

第31条 入学検定料の額は、別表第2に定めるところによる。

2 前項のほか、入学検定料の取扱いについては、フェリス女学院大学入学検定料の取扱いに関する内規（2002年9月26日制定）第6条から第8条までの規定を準用する。

(入学手続金)

第31条の2 入学の許可を受けた者で本学に入学する者は、本学が定める期間内に、入学金及び入学年度前期分の授業料等学納金（以下「学納金」という。）を納入しなければならない。

2 前項にかかわらず、「大学院修士段階における授業料後払い制度」に申請する者は、授業料の納入を猶予する。ただし、入学金及び施設設備費は、前項の期間内に納入しなければならない。

3 前項の制度に採用されなかった者は、別途指定された期日までに授業料を納入しなければならない。

4 第1項の規定に従って入学金及び学納金を納入した者が、入学以前の本学が定める期日までに入学辞退を申し出た場合は、既に納めた学納金を返還するものとする。ただし、入学金は返還しない。

(学納金)

第31条の3 学生は、学期ごとに当該学期分の学納金を、前期分については4月、後期分については10月に納入しなければならない。

2 学生は、学納金のうち施設設備費については、入学した年度から第2条（長期履修学生にあっては、第20条の6第2項）に定める所定の修業年限の間、納入するものとする。

(留学生及び休学者の扱い)

第31条の4 第23条第1項の規定により本学から外国の大学に留学する者（以下「留学生」という。）は、本学が定める期間内に、所定の授業料及び施設設備費を納入しなければならない。

2 第24条の規定により休学する者（以下「休学者」という。）は、本学が定める期間内に、所定の在籍料を納入するものとし、前条第2項の規定にかかわらず、休学期間中は施設設備費の納入を必要としない。ただし、休学者は、復学後、本学が定める期間に、前条第2項に定められた残りの所定の施設設備費を納入しなければならない。

(納付額)

第31条の5 前3条の額は、別表第3に定めるところによる。

2 学生は、在籍中に学生納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

(所定単位修得者の学納金)

第32条 博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得した者（以下「所定単位修得者」という。）が、博士の学位の取得を目的として所定の修業年限を超えて在学する場合

の学納金は、施設設備費を除く学納金の2分の1相当額とする。

(再入学者の学生納付金)

第32条の2 第28条第1項の規定による再入学を願い出る者の入学検定料は、再入学を希望する年度の入学検定料の2分の1の額とする。

2 再入学の許可を受けた者の入学金は、再入学する年度の入学金の2分の1の額とし、学納金は、再入学する年度の1年次生に適用する額とする。

3 退学又は除籍以前の在学期間が第2条(長期履修学生にあつては、第20条の6第2項)に定める所定の修業年限を超えている者については、学納金のうち施設設備費は、納入を必要としない。

4 所定単位修得者が再入学する場合の学納金は、再入学する年度の所定単位修得者に適用する額とする。

(納入方法等)

第33条 第31条から前条までに定めるもののほか、学生納付金の額、納入方法等は、別に定める。

2 いったん納めた学生納付金は、別に定める場合を除き、返還しない。

第8章 教員及び教職員組織

(研究科担当教員)

第34条 本大学院における授業及び研究指導は、本学の教授が担当する。ただし、特別の事情がある場合は、准教授、助教、又は講師をこれに充てることができる。

2 前項のほか、必要により兼任講師に授業の担当を委嘱することができる。

3 研究科担当教員は、別に定める大学院担当教員の資格及び審査基準を満たした者とする。

(事務組織)

第35条 大学院に関する事務の執行は、本学の事務組織がこれに当たる。

第9章 研究科委員会及び大学院委員会

(研究科委員会)

第36条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、各研究科に所属する専任教員をもって構成する。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院委員会)

第37条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第38条 削除

(事務組織)

第39条 削除

第10章 研究指導施設

第40条 本大学院に研究室、実験・実習室及びその他必要な施設を置く。

2 本学の学部及びその他の施設は、大学院学生もこれを使用することができる。

第11章 厚生施設

第41条 本学の学部の厚生施設は、大学院学生もこれを使用することができる。

第12章 奨学金

(奨学金)

第42条 本学に奨学金制度を設け、学業成績、人物ともに優秀な者又は経済的理由により修学困難な者に対しては、選考の上、学長が奨学金の授与を決定する。

2 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第42条の2 学生としての本分を全うし、特に他の模範となると認められる者があるときは、これを表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第43条 本大学院の学則及び訓育の趣旨に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生の処分に関し必要な事項は、別に定める。

(賞罰の決定)

第44条 前2条に規定する賞罰は、研究科委員会の意見を参酌した上で、学長が決定する。

第14章 雑則

(その他の事項)

第45条 この学則に定めるもののほか、本大学院の教育研究に関し必要な事項は、学長が決定する。

2 前項により決定した大学院の教育研究に関わる事項は、学長発信をもって大学教職員に周知する。

(学則の改正)

第46条 この学則の改正は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

本学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則〔1991年9月6日理事会決定〕

本学則は、1991年9月6日から施行する。ただし、第31条別表2については1992年4月1日から適用する。

附 則〔1992年3月24日理事会決定〕

本学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則〔1993年12月20日理事会決定〕

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則〔1994年10月24日理事会決定〕

- 1 この学則は1995年4月1日から施行する。
- 2 1995年3月31日に在学する者が、改正前の規則により履修した授業科目、修得した単位等については、別に定めるところにより、この改正学則に則り読み替えを行う。
- 3 人文科学研究科英文学専攻及び日本文学専攻の修士課程は、第4条の規定にかかわらず、1995年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則〔1995年3月27日理事会決定〕

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則〔1996年9月10日理事会決定〕

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則〔1997年2月27日理事会決定〕

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則〔1997年5月20日理事会決定〕

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則〔1998年2月26日理事会決定〕

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則〔1999年2月22日理事会決定〕

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則〔2000年2月4日理事会決定〕

この学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、改正後の第19条並びに第19条の2に規定する修士課程及び博士前期課程並びに博士後期課程の入学資格は、2000年度入学試験から適用する。

附 則〔2000年3月21日理事会決定〕

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則〔2000年5月25日理事会決定〕

- 1 この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 人文科学研究科地域文化専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2001年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則〔2001年2月19日理事会決定〕

- 1 この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 人文科学研究科博士後期課程2000年度以前入学者の修了に必要な単位は、改正後の第8条及び第11条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔2002年12月16日理事会決定〕

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 音楽研究科創作表現専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2004年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則〔2003年2月25日理事会決定〕

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則〔2003年11月27日理事会決定〕

この学則は、2003年11月27日から施行する。

附 則〔2004年2月26日理事会決定〕

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則〔2005年2月24日理事会決定〕

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則〔2006年2月23日理事会決定〕

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則〔2006年3月23日理事会決定〕

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則〔2006年10月26日理事会決定〕

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則〔2006年11月24日理事会決定〕

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則〔2007年2月22日理事会決定〕

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、改正後の第31条の2及び第31条の3に規定する納入方法は、2007年度入学試験より適用する。

2 2006年度以前入学者の授業料等学納金については、改正後の第31条の2及び第31条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔2007年3月22日理事会決定〕

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則〔2007年3月22日理事会決定〕

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則〔2008年2月28日理事会決定〕

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則〔2008年3月27日理事会決定〕

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、音楽研究科声楽専攻及び器楽専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2009年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則〔2010年2月25日理事会決定〕

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則〔2011年2月24日理事会決定〕

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則〔2011年3月24日理事会決定〕

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則〔2012年2月23日理事会決定〕

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則〔2012年3月22日理事会決定〕

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則〔2012年5月24日理事会決定〕

この学則は、2013年4月1日から施行し、2013年度入学試験から適用する。

附 則〔2013年2月28日理事会決定〕

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第7条関係別表第1に規定する人文科学研究科コミュニケーション学専攻博士前期課程の授業科目及び単位数については、2008年4月1日より適用する。

附 則〔2014年3月27日理事会決定〕

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則〔2015年2月26日理事会決定〕

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則〔2015年3月26日理事会決定〕

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則〔2015年10月29日理事会決定〕

この学則は、2015年10月29日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則〔2016年3月24日理事会決定〕

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則〔2016年10月27日理事会決定〕

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則〔2018年2月22日理事会決定〕

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則〔2018年10月25日理事会決定〕

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則〔2019年2月28日理事会決定〕

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則〔2020年2月27日理事会決定〕

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則〔2020年3月26日理事会決定〕

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則〔2022年2月24日理事会決定〕

この学則は、2022年4月1日から施行する。ただし、本学大学院博士後期課程2021年度以前入学者の博士の学位授与の要件は、改正後の第8条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔2022年2月24日理事会決定〕

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。ただし、改正後の第31条の2及び第31条の3に規定する納入方法は、2023年度入学試験より適用する。
- 2 音楽研究科演奏専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2023年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学なくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 音楽研究科演奏専攻在学者の取得できる教育職員免許状の種類は、改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔2022年10月27日理事会決定〕

- 1 この学則は、2022年10月27日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第31条関係別表第2に規定する入学検定料の額は、2023年度入学者選抜から適用する。

附 則〔2023年3月23日理事会決定〕

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則〔2024年2月29日理事会決定〕

この学則は、2024年4月1日から施行し、2024年度入学者から適用する。

附 則〔2024年5月23日理事会決定〕

この学則は、2024年5月23日から施行し、2024年4月1日から適用する。

附 則〔2025年2月27日理事会決定〕

この学則は、2025年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

授業科目及び単位数

() 内は単位数

人文科学研究科

(英語英米文学専攻博士前期課程)

イギリス文学研究 1 A	(2)	イギリス文学演習 3 A	(2)
イギリス文学研究 1 B	(2)	イギリス文学演習 3 B	(2)
イギリス文学研究 2 A	(2)	イギリス文学演習 4 A	(2)
イギリス文学研究 2 B	(2)	イギリス文学演習 4 B	(2)
イギリス文学研究 3 A	(2)	イギリス文化演習 1 A	(2)
イギリス文学研究 3 B	(2)	イギリス文化演習 1 B	(2)
イギリス文学研究 4 A	(2)	イギリス文化演習 2 A	(2)
イギリス文学研究 4 B	(2)	イギリス文化演習 2 B	(2)
イギリス文化研究 1 A	(2)	イギリス文化演習 3 A	(2)
イギリス文化研究 1 B	(2)	イギリス文化演習 3 B	(2)
イギリス文化研究 2 A	(2)	イギリス歴史・社会演習 A	(2)
イギリス文化研究 2 B	(2)	イギリス歴史・社会演習 B	(2)
イギリス文化研究 3 A	(2)	アメリカ文学演習 1 A	(2)
イギリス文化研究 3 B	(2)	アメリカ文学演習 1 B	(2)
イギリス歴史・社会研究 A	(2)	アメリカ文学演習 2 A	(2)
イギリス歴史・社会研究 B	(2)	アメリカ文学演習 2 B	(2)
アメリカ文学研究 1 A	(2)	アメリカ文化演習 1 A	(2)
アメリカ文学研究 1 B	(2)	アメリカ文化演習 1 B	(2)
アメリカ文学研究 2 A	(2)	アメリカ文化演習 2 A	(2)
アメリカ文学研究 2 B	(2)	アメリカ文化演習 2 B	(2)
アメリカ文化研究 1 A	(2)	北アメリカ歴史・社会演習 1 A	(2)
アメリカ文化研究 1 B	(2)	北アメリカ歴史・社会演習 1 B	(2)
アメリカ文化研究 2 A	(2)	北アメリカ歴史・社会演習 2 A	(2)
アメリカ文化研究 2 B	(2)	北アメリカ歴史・社会演習 2 B	(2)
北アメリカ歴史・社会研究 1 A	(2)	英語学演習 1 A	(2)
北アメリカ歴史・社会研究 1 B	(2)	英語学演習 1 B	(2)
北アメリカ歴史・社会研究 2 A	(2)	英語学演習 2 A	(2)
北アメリカ歴史・社会研究 2 B	(2)	英語学演習 2 B	(2)
英語学研究 1 A	(2)	英語学演習 3 A	(2)
英語学研究 1 B	(2)	英語学演習 3 B	(2)
英語学研究 2 A	(2)	英語論文演習 1 A	(2)
英語学研究 2 B	(2)	英語論文演習 1 B	(2)
英語学研究 3 A	(2)	英語論文演習 2 A	(2)
英語学研究 3 B	(2)	英語論文演習 2 B	(2)
イギリス文学演習 1 A	(2)	アジアの文化とジェンダー	(2)
イギリス文学演習 1 B	(2)	ヨーロッパ現代思想	(2)
イギリス文学演習 2 A	(2)	キリスト教の現代的課題	(2)
イギリス文学演習 2 B	(2)	修士論文指導	(2)

(日本語日本文学専攻博士前期課程)

日本文化研究 A	(2)	中世文学研究 B	(2)
日本文化研究 B	(2)	近世文学研究 A	(2)
上代文学研究 A	(2)	近世文学研究 B	(2)
上代文学研究 B	(2)	近世文化研究 A	(2)
中古文学研究 A	(2)	近世文化研究 B	(2)
中古文学研究 B	(2)	中近世文化研究 A	(2)
古代文化研究 A	(2)	中近世文化研究 B	(2)
古代文化研究 B	(2)	近代文学研究 1 A	(2)
中世文学研究 A	(2)	近代文学研究 1 B	(2)

近代文学研究 2 A	(2)	中古文学演習 B	(2)
近代文学研究 2 B	(2)	中世文学演習 A	(2)
近現代文学研究 A	(2)	中世文学演習 B	(2)
近現代文学研究 B	(2)	近世文学演習 A	(2)
近代文化研究 A	(2)	近世文学演習 B	(2)
近代文化研究 B	(2)	近世文化演習 A	(2)
歴史日本語学研究 A	(2)	近世文化演習 B	(2)
歴史日本語学研究 B	(2)	近代文学演習 1 A	(2)
現代日本語学研究 A	(2)	近代文学演習 1 B	(2)
現代日本語学研究 B	(2)	近代文学演習 2 A	(2)
日本語教育学研究 A	(2)	近代文学演習 2 B	(2)
日本語教育学研究 B	(2)	近現代文学演習 A	(2)
言語教育学研究 A	(2)	近現代文学演習 B	(2)
言語教育学研究 B	(2)	日本語学演習 A	(2)
日本語日本文化学研究 A	(2)	日本語学演習 B	(2)
日本語日本文化学研究 B	(2)	現代日本語学演習 A	(2)
漢文学研究 A	(2)	現代日本語学演習 B	(2)
漢文学研究 B	(2)	日本語教育学演習 A	(2)
日中比較文化研究 A	(2)	日本語教育学演習 B	(2)
日中比較文化研究 B	(2)	漢文学演習 A	(2)
文献研究 A	(2)	漢文学演習 B	(2)
文献研究 B	(2)	アジアの文化とジェンダー	(2)
上代文学演習 A	(2)	ヨーロッパ現代思想	(2)
上代文学演習 B	(2)	キリスト教の現代的課題	(2)
中古文学演習 A	(2)	修士論文指導	(2)

(コミュニケーション学専攻博士前期課程)

心理コミュニケーション研究 1 A	(2)	文化コミュニケーション研究 4 A	(2)
心理コミュニケーション研究 1 B	(2)	文化コミュニケーション研究 4 B	(2)
心理コミュニケーション研究 2 A	(2)	北アメリカ歴史・社会研究 1 A	(2)
心理コミュニケーション研究 2 B	(2)	北アメリカ歴史・社会研究 1 B	(2)
心理コミュニケーション研究 3 A	(2)	北アメリカ歴史・社会研究 2 A	(2)
心理コミュニケーション研究 3 B	(2)	北アメリカ歴史・社会研究 2 B	(2)
心理コミュニケーション研究 4 A	(2)	英語学研究 1 A	(2)
心理コミュニケーション研究 4 B	(2)	英語学研究 1 B	(2)
社会コミュニケーション研究 1 A	(2)	英語学研究 2 A	(2)
社会コミュニケーション研究 1 B	(2)	英語学研究 2 B	(2)
社会コミュニケーション研究 2 A	(2)	日本語学演習 A	(2)
社会コミュニケーション研究 2 B	(2)	日本語学演習 B	(2)
社会コミュニケーション研究 3 A	(2)	リサーチメソッド 1	(2)
社会コミュニケーション研究 3 B	(2)	リサーチメソッド 2	(2)
言語コミュニケーション研究 1 A	(2)	リサーチメソッド 3	(2)
言語コミュニケーション研究 1 B	(2)	心理コミュニケーション演習 1 A	(2)
言語コミュニケーション研究 2 A	(2)	心理コミュニケーション演習 1 B	(2)
言語コミュニケーション研究 2 B	(2)	心理コミュニケーション演習 2 A	(2)
言語コミュニケーション研究 3 A	(2)	心理コミュニケーション演習 2 B	(2)
言語コミュニケーション研究 3 B	(2)	心理コミュニケーション演習 3 A	(2)
文化コミュニケーション研究 1 A	(2)	心理コミュニケーション演習 3 B	(2)
文化コミュニケーション研究 1 B	(2)	心理コミュニケーション演習 4 A	(2)
文化コミュニケーション研究 2 A	(2)	心理コミュニケーション演習 4 B	(2)
文化コミュニケーション研究 2 B	(2)	社会コミュニケーション演習 1 A	(2)
文化コミュニケーション研究 3 A	(2)	社会コミュニケーション演習 1 B	(2)
文化コミュニケーション研究 3 B	(2)	社会コミュニケーション演習 2 A	(2)

社会コミュニケーション演習 2 B	(2)	文化コミュニケーション演習 4 B	(2)
社会コミュニケーション演習 3 A	(2)	北アメリカ歴史・社会演習 1 A	(2)
社会コミュニケーション演習 3 B	(2)	北アメリカ歴史・社会演習 1 B	(2)
言語コミュニケーション演習 1 A	(2)	北アメリカ歴史・社会演習 2 A	(2)
言語コミュニケーション演習 1 B	(2)	北アメリカ歴史・社会演習 2 B	(2)
言語コミュニケーション演習 2 A	(2)	英語学演習 1 A	(2)
言語コミュニケーション演習 2 B	(2)	英語学演習 1 B	(2)
言語コミュニケーション演習 3 B	(2)	英語学演習 2 A	(2)
文化コミュニケーション演習 1 A	(2)	英語学演習 2 B	(2)
文化コミュニケーション演習 1 B	(2)	歴史日本語学演習 A	(2)
文化コミュニケーション演習 2 A	(2)	歴史日本語学演習 B	(2)
文化コミュニケーション演習 2 B	(2)	アジアの文化とジェンダー	(2)
文化コミュニケーション演習 3 A	(2)	ヨーロッパ現代思想	(2)
文化コミュニケーション演習 3 B	(2)	キリスト教の現代的課題	(2)
文化コミュニケーション演習 4 A	(2)	修士論文指導	(2)

(英語英米文学専攻博士後期課程)

イギリス文学特別研究 A	(2)	イギリス文学特別演習 B	(2)
イギリス文学特別研究 B	(2)	イギリス文化特別演習 A	(2)
イギリス文化特別研究 A	(2)	イギリス文化特別演習 B	(2)
イギリス文化特別研究 B	(2)	イギリス歴史・社会特別演習 A	(2)
イギリス歴史・社会特別研究 A	(2)	イギリス歴史・社会特別演習 B	(2)
イギリス歴史・社会特別研究 B	(2)	アメリカ文学特別演習 A	(2)
アメリカ文学特別研究 A	(2)	アメリカ文学特別演習 B	(2)
アメリカ文学特別研究 B	(2)	アメリカ文化特別演習 A	(2)
アメリカ文化特別研究 A	(2)	アメリカ文化特別演習 B	(2)
アメリカ文化特別研究 B	(2)	アメリカ歴史・社会特別演習 A	(2)
アメリカ歴史・社会特別研究 A	(2)	アメリカ歴史・社会特別演習 B	(2)
アメリカ歴史・社会特別研究 B	(2)	英語学特別演習 A	(2)
英語学特別研究 A	(2)	英語学特別演習 B	(2)
英語学特別研究 B	(2)	博士論文指導	(4)
イギリス文学特別演習 A	(2)		

(日本語日本文学専攻博士後期課程)

古代文学特別研究 A	(2)	古代文学特別演習 B	(2)
古代文学特別研究 B	(2)	中近世文学特別演習 A	(2)
中近世文学特別研究 A	(2)	中近世文学特別演習 B	(2)
中近世文学特別研究 B	(2)	近世文化特別演習 A	(2)
近世文化特別研究 A	(2)	近世文化特別演習 B	(2)
近世文化特別研究 B	(2)	近代文学特別演習 A	(2)
近代文学特別研究 A	(2)	近代文学特別演習 B	(2)
近代文学特別研究 B	(2)	日本語学特別演習 A	(2)
日本語学特別研究 A	(2)	日本語学特別演習 B	(2)
日本語学特別研究 B	(2)	日本語教育学特別演習 A	(2)
日本語教育学特別研究 A	(2)	日本語教育学特別演習 B	(2)
日本語教育学特別研究 B	(2)	博士論文指導	(4)
古代文学特別演習 A	(2)		

(コミュニケーション学専攻博士後期課程)

心理コミュニケーション特別研究 A	(2)	言語コミュニケーション特別研究 A	(2)
心理コミュニケーション特別研究 B	(2)	言語コミュニケーション特別研究 B	(2)
社会コミュニケーション特別研究 A	(2)	文化コミュニケーション特別研究 A	(2)
社会コミュニケーション特別研究 B	(2)	文化コミュニケーション特別研究 B	(2)

心理コミュニケーション特別演習 A	(2)	言語コミュニケーション特別演習 B	(2)
心理コミュニケーション特別演習 B	(2)	文化コミュニケーション特別演習 A	(2)
社会コミュニケーション特別演習 A	(2)	文化コミュニケーション特別演習 B	(2)
社会コミュニケーション特別演習 B	(2)	博士論文指導	(4)
言語コミュニケーション特別演習 A	(2)		

音楽研究科

(音楽芸術専攻)

2022年度以前入学者

作曲研究 1 A	(2)	応用音楽演習 1 B	(2)
作曲研究 1 B	(2)	応用音楽演習 2 A	(2)
作曲研究 2 A	(2)	応用音楽演習 2 B	(2)
作曲研究 2 B	(2)	音楽文化演習 1 A	(2)
応用音楽研究 1 A	(2)	音楽文化演習 1 B	(2)
応用音楽研究 1 B	(2)	音楽文化演習 2 A	(2)
応用音楽研究 2 A	(2)	音楽文化演習 2 B	(2)
応用音楽研究 2 B	(2)	音楽コミュニケーション演習 1 A	(2)
音楽文化研究 1 A	(2)	音楽コミュニケーション演習 1 B	(2)
音楽文化研究 1 B	(2)	音楽コミュニケーション演習 2 A	(2)
音楽文化研究 2 A	(2)	音楽コミュニケーション演習 2 B	(2)
音楽文化研究 2 B	(2)	音楽人間環境科学 A	(2)
音楽コミュニケーション研究 1 A	(2)	音楽人間環境科学 B	(2)
音楽コミュニケーション研究 1 B	(2)	先端メディア・アート論 A	(2)
音楽コミュニケーション研究 2 A	(2)	先端メディア・アート論 B	(2)
音楽コミュニケーション研究 2 B	(2)	音楽教育ワークショップ A	(2)
作曲演習 1 A	(2)	音楽教育ワークショップ B	(2)
作曲演習 1 B	(2)	音楽家のための創出型情報論 A	(2)
作曲演習 2 A	(2)	音楽家のための創出型情報論 B	(2)
作曲演習 2 B	(2)	修士研究指導	(2)
応用音楽演習 1 A	(2)		

2023年度以降入学者

音楽文化研究 1 A	(2)	音楽文化演習 1 B	(2)
音楽文化研究 1 B	(2)	音楽文化演習 2 A	(2)
音楽文化研究 2 A	(2)	音楽文化演習 2 B	(2)
音楽文化研究 2 B	(2)	音楽文化演習 3 A	(2)
音楽文化研究 3 A	(2)	音楽文化演習 3 B	(2)
音楽文化研究 3 B	(2)	音楽文化演習 4 A	(2)
音楽文化研究 4 A	(2)	音楽文化演習 4 B	(2)
音楽文化研究 4 B	(2)	音楽文化演習 5 A	(2)
音楽文化研究 5 A	(2)	音楽文化演習 5 B	(2)
音楽文化研究 5 B	(2)	音楽表現演習 1 A	(2)
音楽表現研究 1 A	(2)	音楽表現演習 1 B	(2)
音楽表現研究 1 B	(2)	音楽表現演習 2 A	(2)
音楽表現研究 2 A	(2)	音楽表現演習 2 B	(2)
音楽表現研究 2 B	(2)	音楽表現演習 3 A	(2)
音楽表現研究 3 A	(2)	音楽表現演習 3 B	(2)
音楽表現研究 3 B	(2)	音楽表現演習 4 A	(2)
音楽表現研究 4 A	(2)	音楽表現演習 4 B	(2)
音楽表現研究 4 B	(2)	音楽表現演習 5 A	(2)
音楽表現研究 5 A	(2)	音楽表現演習 5 B	(2)
音楽表現研究 5 B	(2)	音楽人間環境科学 A	(2)
音楽文化演習 1 A	(2)	音楽人間環境科学 B	(2)

音楽・音響メディア表現論A	(2)	アーティストのための身体論A	(2)
音楽・音響メディア表現論B	(2)	アーティストのための身体論B	(2)
音楽教育と先端メディアA	(2)	教会音楽研究理論と実践A	(2)
音楽教育と先端メディアB	(2)	教会音楽研究理論と実践B	(2)
音楽の学術研究・情報論A	(2)	実技レッスンA	(3)
音楽の学術研究・情報論B	(2)	実技レッスンB	(3)
演奏様式研究理論と実践A	(2)	特別実技レッスンA	(1)
演奏様式研究理論と実践B	(2)	特別実技レッスンB	(1)
音楽家のための事業創造論A	(2)	修士研究指導	(2)
音楽家のための事業創造論B	(2)		

国際交流研究科

(国際交流専攻博士前期課程)

グローバリゼーション研究総論	(2)	家族と地域社会	(2)
現代社会論	(2)	ヨーロッパ文化論	(2)
比較憲法論	(2)	ラテンアメリカ文化論	(2)
法秩序と現代社会	(2)	アジア文化論	(2)
情報技術と現代社会	(2)	ヨーロッパ現代思想	(2)
近代社会経済思想研究	(2)	ヨーロッパの文化表象	(2)
ジェンダー論	(2)	ヨーロッパの文化とジェンダー	(2)
国際政治論	(2)	アジアの文化とジェンダー	(2)
国際機構論	(2)	日本近現代史研究総論	(2)
国際人権論	(2)	日本歴史文化論	(2)
国際平和論	(2)	日中関係の歴史と現在	(2)
国際政治経済論	(2)	日朝関係の歴史と現在	(2)
開発経済論	(2)	欧米の社会科学と日本の社会科学	(2)
地球環境論	(2)	日本の近代と横浜	(2)
環境と持続可能性	(2)	国際交流特殊研究	(2)
市民運動・NGO・NPO	(2)	世界の中の日本国憲法	(2)
国際スポーツ論	(2)	日本社会とジェンダー	(2)
文明間対話の可能性	(2)	日本社会と移民	(2)
キリスト教の現代的課題	(2)	日本の環境問題	(2)
地域社会研究総論	(2)	キリスト教と日本社会	(2)
ヨーロッパ地域社会研究	(2)	日本経済の歴史と現在	(2)
北アメリカ歴史・社会研究1A	(2)	文献講読	(2)
北アメリカ歴史・社会研究2A	(2)	言語演習	(2)
ラテンアメリカ地域社会研究	(2)	国際交流実務研修	(2)
アジア地域社会研究	(2)	自分史の書き方・時代の見方	(2)
南アジア地域社会研究	(2)	グローバリゼーション研究演習	(2)
ヨーロッパ社会とキリスト教	(2)	修士論文指導	(2)
開発と地域社会	(2)	修了レポート指導	(2)

(国際交流専攻博士後期課程)

グローバリゼーションと現代社会特別研究	(2)	グローバリゼーションの中の日本特別研究	(2)
グローバリゼーションと国際関係特別研究	(2)	グローバリゼーションと日本の社会問題特別研究	(2)
グローバリゼーションと社会運動特別研究	(2)	国際交流実務研修	(2)
グローバリゼーションと地域社会特別研究	(2)	グローバリゼーション研究特別演習	(2)
グローバリゼーションと地域文化特別研究	(2)	博士論文指導	(4)

別表第 2（第31条関係）

入学検定料

人文科学研究科 音 楽 研 究 科 国際交流研究科	30,000円
---------------------------------	---------

別表第 3－1（第31条の5 関係）

学生納付金（2016年度以前入学者）

A 人文科学研究科、国際交流研究科 博士前期課程

[入学金、学納金]

			本学卒業者		他大学卒業者	
			前期	後期	前期	後期
入学金			120,000円	—	200,000円	—
学納金	授業料（基本額）		252,500円	252,500円	252,500円	252,500円
	実習費		7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
	施設 設備費	1 年次	100,000円	100,000円	150,000円	150,000円
		2 年次	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
納付総額	1 年次 （うち入学手続時）		840,000円 (480,000円)		1,020,000円 (610,000円)	
	2 年次		720,000円		720,000円	

[在籍料]

休学者の在籍料は、次のとおりとする。

前期	後期
130,000円	130,000円

長期履修学生（国際交流研究科）

[入学金、学納金]

			本学卒業者		他大学卒業者	
			前期	後期	前期	後期
入学金			120,000円	—	200,000円	—
学納金	授業料（基本額）		126,250円	126,250円	126,250円	126,250円
	実習費		3,750円	3,750円	3,750円	3,750円
	施設 設備費	1 年次	50,000円	50,000円	100,000円	100,000円
		2 年次	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
		3 年次	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
		4 年次	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
納付総額	1 年次 （うち入学手続時）		480,000円 (300,000円)		660,000円 (430,000円)	
	2 年次以降		360,000円		360,000円	

[在籍料]

休学者の在籍料は、次のとおりとする。

前期	後期
65,000円	65,000円

B 人文科学研究科、国際交流研究科 博士後期課程

[入学金、学納金]

			本学大学院修了者		他大学大学院修了者	
			前期	後期	前期	後期
入学金			—	—	200,000円	—
学納金	授業料（基本額）		252,500円	252,500円	252,500円	252,500円
	実習費		7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
	施設 設備費	1 年次	100,000円	100,000円	150,000円	150,000円
		2 年次	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
		3 年次	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
納付総額	1 年次 （うち入学手続時）		720,000円 (360,000円)		1,020,000円 (610,000円)	
	2 年次以降		720,000円		720,000円	

[在籍料]

休学者の在籍料は、次のとおりとする。

前期	後期
130,000円	130,000円

備考

所定単位修得者は、所定の在籍料の半額とする。

別表第 3－2（第31条の5 関係）

学生納付金（2017年度以降入学者）

A 人文科学研究科、国際交流研究科 博士前期課程

[入学金、学納金]

			本学卒業者		他大学卒業者	
			前期	後期	前期	後期
入学金			120,000円	—	200,000円	—
学納金	授業料（基本額）		260,000円	260,000円	260,000円	260,000円
	施設 設備費	1 年次	100,000円	100,000円	150,000円	150,000円
		2 年次	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
納付総額	1 年次 （うち入学手続時）		840,000円 (480,000円)		1,020,000円 (610,000円)	
	2 年次		720,000円		720,000円	

[在籍料]

休学者の在籍料は、次のとおりとする。

前期	後期
130,000円	130,000円

長期履修学生（国際交流研究科）

[入学金、学納金]

			本学卒業者		他大学卒業者	
			前期	後期	前期	後期
入学金			120,000円	—	200,000円	—
学納金	授業料（基本額）		130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
	施設 設備費	1 年次	50,000円	50,000円	100,000円	100,000円
		2 年次	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
		3 年次	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
		4 年次	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
納付総額	1 年次 （うち入学手続時）		480,000円 (300,000円)		660,000円 (430,000円)	
	2 年次以降		360,000円		360,000円	

[在籍料]

休学者の在籍料は、次のとおりとする。

前期	後期
65,000円	65,000円

B 人文科学研究科、国際交流研究科 博士後期課程

[入学金、学納金]

			本学大学院修了者		他大学大学院修了者	
			前期	後期	前期	後期
入学金			—	—	200,000円	—
学納金	授業料（基本額）		260,000円	260,000円	260,000円	260,000円
	施設 設備費	1年次	100,000円	100,000円	150,000円	150,000円
		2年次	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
		3年次	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
納付総額	1年次 （うち入学手続時）		720,000円 (360,000円)		1,020,000円 (610,000円)	
	2年次以降		720,000円		720,000円	

[在籍料]

休学者の在籍料は、次のとおりとする。

前期	後期
130,000円	130,000円

備考

所定単位修得者は、所定の在籍料の半額とする。

C 音楽研究科 修士課程

[入学金、学納金]

			本学卒業者		他大学卒業者	
			前期	後期	前期	後期
入学金			140,000円	—	250,000円	—
学納金	授業料(基本額)		307,500円	307,500円	307,500円	307,500円
	施設 設備費	1年次	100,000円	100,000円	150,000円	150,000円
		2年次	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
納付総額	1年次 (うち入学手続時)		955,000円 (547,500円)		1,165,000円 (707,500円)	
	2年次		815,000円		815,000円	

備考

納付すべき授業料は、実技レッスンの履修に応じ、上記授業料（基本額）に次の選択P A科目実技料を加えた額とする。

実技レッスン 特別実技レッスン	50,000円 (1単位につき)
--------------------	-----------------------

[在籍料]

休学者の在籍料は、次のとおりとする。

前期	後期
153,750円	153,750円

別表第4（第29条の3関係）

科目等履修生受講料等

選考料 (ただし、本学卒業者及び国費留学生は無料とする)	5,000円
登録料・施設設備利用料	5,000円
受講料（1単位につき）	
人文科学研究科 講義及び演習科目	5,000円
音楽研究科 講義科目	5,000円
演習科目	10,000円
実技科目	39,000円
国際交流研究科 講義又は演習科目	5,000円
単位認定料（1単位につき）	
人文科学研究科 講義及び演習科目	10,000円
音楽研究科 講義科目	10,000円
演習科目	20,000円
実技科目	26,000円
国際交流研究科 講義又は演習科目	10,000円